



文部科学省

国立教育政策研究所

National Institute for Educational Policy Research

※最新版を、<http://www.nier.go.jp/shido/leaf/leaf10.pdf> から、直接にダウンロードできます。

生徒指導リーフ

Leaf over the theory and practice on Seitoshidou!

いじめと暴力

Leaf.10

生徒指導・進路指導研究センター

いじめでも、暴力でも、速やかに対応

- ①「暴力」に気付きながら、それを「いじめ」や「けんか」等と表現することで軽く考え、適切な対応がなされなかった。
- ②「いじめ」の相談や報告を受けながら、「単なるいやがらせであって、いじめではない」「(暴力を伴っていないから)深刻ではない」と軽く考え、適切な対応がなされなかった。

上の二つは、平成24年夏にいじめ自殺事案が報じられる中で明らかになった、教師の不適切な対応例です。

「見えやすい」暴力と一緒に論じることで「見えにくい」いじめが見過ごされないよう、日本では両者を別の語で表現してきました*。二つの語を都合よく解釈し、速やかな対応を怠ることがあってはなりません。

- ◆「暴力」を「いじめ」や「けんか」などと表現することで軽く考え、対応を先送りしてはならない。
- ◆「いじめ」を「単なるいやがらせ」や「けんか」等と軽く考え、対応を先送りしてはならない。

「暴力」の場合

一般に暴力と言え、暴行罪、傷害罪、強要罪、恐喝罪、器物損壊罪など、法律によって禁じられている行為です。学校内の暴力といえども、毅然と対応すべきです。

「気付きやすく、見つけやすい」はずの暴力を、見逃さない

- ①**行為自体**、殴ったり、蹴ったり、物を壊したり等、周りにいる者の目にも異様に映る行為が多いと言えます。法に触れたり反したりする行為ですから、発見した場合には程度の軽重を問わず問題にしやすく、「遊び」や「ふざけ」と誤解する、判断に迷う等は少ないはずです。
- ②**被害状況**についても、外傷や損壊等、視認できるものが残っていたり、加害側の金遣いが急に荒くなるなどの情報が得られたりするので、周りの者も気付きやすいと言えるでしょう。
- ③**被害者の心理**を考えても、被害を受けたことを相談したり、訴えたりすることが容易と言えます。加害者との間に特に親しい人間関係はないことが一般的なので、加害者をかばう理由はなく、自分自身を責めることも少ないからです。ただし、口止めされているような場合は別です。

理由は何であれ、暴力を止めさせ、暴力を行使したことを問題にします。学校内だけで対応が困難な場合には、警察等の関係機関に相談しましょう。

* 『生徒指導リーフ7 いじめの理解』（初版平成24年9月）

** 『生徒指導リーフ4 いじめアンケート』（初版平成24年6月）

「暴力を伴ういじめ」の場合

暴力をふるう傾向のある児童生徒が関わっているような場合、いたずらやからかい等のいじめ行為にとどまらず、殴ったり蹴ったり等の暴力行為を伴う場合があります。

「気付きつつ、見逃しやすい」暴力を伴ういじめを、見逃さない

- ①**行為自体**には、殴ったり、蹴ったり、物を壊したり等、周りにいる者の目にも異様に映る行為が含まれますが、乱暴な子供たちのグループが関わっている場合には、グループ内の「ふざけ」や「けんか」と軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくありません。
- ②**被害状況**についても、外傷や損壊等、たとえ外から視認できるものが残っていたとしても、普段から乱暴な子供たち同士に見える場合、周りの者も見逃すことが少なくありません。
- ③**被害者の心理**を考えると、被害を受けたことを相談したり、訴えたりすることは少ないと言えます。加害者(グループ)以外に遊ぶ友達がいない、学級や学校に居場所がないなどの場合には、人間関係を壊さないために「いじめではない」「大丈夫」と答えることも多いのです。

関わっているのが誰であれ、暴力は止めさせ、暴力を行使したことを問題にします。学校内だけで対応が困難な場合には、警察等の関係機関に相談しましょう。

「暴力を伴わないいじめ」の場合

多くのいじめは、仲間はずれや無視、いたずらやからかいなど、暴力を伴わない行為が中心です。被害者を不安にさせる、不快にさせる等の精神的苦痛が目的だからです。

「気付かずに、見過ごしやすい」暴力を伴わないいじめは、未然に防止する

- ①**行為自体**は、法で禁じられるほどの犯罪性や問題性があるとは言えないものが多く、暴力のように目立つ形では行われない上、時には好意的な意味合いで行われる行為であったりもするため、子供同士にはよくある光景ととらえ、問題と気付かずに見過ごしやすいと言えます。
- ②**被害状況**についても、外から視認できるようなものではないことから、その場に居合わせなかった者が精神的被害に気付くことは容易ではありません。
- ③**被害者の心理**を考えれば、被害を受けていることを相談したり、訴えたりはしづらいと言えます。それで解決するどころか更に悪化するのではと不安である、そのことを第三者に話すこと自体も恥ずかしくったり苦しかったりする等の理由からです。

いじめに気付いた際に「早期対応」するのは当然ですが、「早期発見」目的の記名式アンケート等の実施は、予断による見落としを生む危険性があります**。「発見」よりも児童生徒全員を対象にした「未然防止」に取り組むことが、いじめ対策の基本です。

◆日頃から児童生徒理解に努め、児童生徒の小さな変化にも注意する。

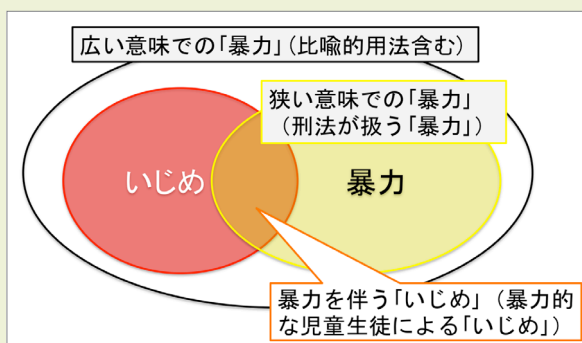
◆「発見」する取組の限界を自覚し、「生まない」ための未然防止に取り組む。

★ワンポイント・アドバイス★

いじめと暴力は、なぜ混同されるのか？

一つの理由は、「広い意味での暴力」、すなわち他者を攻撃するためになされるあらゆる種類の行為の中に、いじめも含まれるからでしょう。とりわけ、新聞等の見出しに用いられる場合など、いじめと暴力の語は厳密な使い分けなしに、時には比喩的にも用いられているようです。そうした用法を見聞きし続けていると、両者の区別は困難になるのかも知れません。

一方、法律で禁止されているような行為を「狭い意味での暴力（＝刑法が扱う「暴力」）」として捉えるなら、「いじめ」と呼ばれる行為の多くはそれらとは別物になります。ただし、両者に重なり合う部分があることも確かです（右図参照）。いじめと暴力が混同されやすいもう一つの理由は、そこにあると考えられます。



いじめが「どの子供にも起こりうる」というのは、どのような児童生徒でも被害者になり得るし、また加害者にもなり得るといことです。当然、暴力をふるうような乱暴な児童生徒も、いじめの加害者になり得ますし、そのような場合、いじめ行為の中に暴力的なものが含まれやすくなることは、容易に想像できるでしょう。

そうした場面に、偶然、出くわしたような場合、度を越した暴力でもない限り、軽い注意程度ですませる教師は少なくないでしょう。ましてや、被害者自身もふだんは乱暴な子供であったり、被害者の口から「いじめじゃないから大丈夫」と言われたりした場合には、それ以上の指導を行わないかも知れません。しかし、よく観察を続けていると、特定の児童生徒だけが被害を受けている実態が見えてくることもあるでしょう。表面的な行為だけではなく、被害者の側^{がわ}に立って判断すべきというのは、そういうことです。

なお、現在の「問題行動等調査」における「暴力行為」の例示は故意に有形力を加える行為に限られているため、殴る・蹴るを伴わないで金銭を脅し取ったり（恐喝）、万引きをさせたり（強要）していたような場合、「暴力行為」ではなく「いじめ」に分類せざるを得ないという問題もあります。これも、いじめと暴力の混同を生んでいる可能性があります。

いじめと暴力の区別は、未然防止の対象や方法を間違えないためにこそ必要なものであって、事後の対応に大きな差があるわけではありません。いずれであっても、気付いた場合には速やかに対応します。「見えにくい」いじめについては、未然防止の取組が不可欠です。

※いじめの未然防止については、『生徒指導リーフ8 いじめの未然防止Ⅰ』と『生徒指導リーフ9 いじめの未然防止Ⅱ』（平成24年9月）を御覧ください。

★当センターで作成した調査研究報告書等一覧：<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/3.htm>